

京都舞鶴港周辺地域の熱供給事業詳細調査業務  
企画提案仕様書

1 事業の目的

府では、京都舞鶴港を、再生可能エネルギー等を活用した「東アジアのスマートエコエネルギーポート」として国内外へ特徴ある港としてアピールし、港湾ひいては地域の振興に繋げるため、平成30年3月に「京都舞鶴港スマート・エコ・エネルギーマスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）を策定し、取組を推進しているところである。

昨年度には、マスタープランに基づき誘致するバイオマス発電所の排熱を有効活用するため、地元事業者等をメンバーに利活用方策としての熱供給事業の検討を開始したところであり、今年度は、京都舞鶴港西地区（以下「西地区」という。）周辺での熱供給事業実現に向けた調査・検討等を行う。

2 委託期間

契約締結の日から令和2年1月31日までとする。

3 委託業務の内容

本業務は、京都舞鶴港周辺地域での熱供給事業の実現に向け、西地区で実現可能性のある事業スキームの提案及び東地区への拡大方策の提案等を委託するものであり、必要な業務の内容は次のとおりとする。

ただし、以下の業務の他、委託業務遂行のため、必要な業務が生じた場合は、府と協議の上実施すること。また、調査結果等についてはその都度府へ報告し指示を受けること。

(1) 西地区での熱供給事業スキームの提案

昨年度実施した調査結果を参考に、下記の仮定条件も踏まえ、西地区での熱供給事業の実施に向け、事業採算性のあるスキームを提案すること。

ア 提案の仮定条件

(ア) 熱供給元施設

- ・施設：バイオマス発電所（燃料：パーム油）
- ・場所：舞鶴市字喜多1105番地
- ・運転期間：令和4年度末から20年間

(イ) 想定供給能力

- ・温水供給温度80℃、温水供給流量80t/h、排熱供給量2,000kW  
（詳細は事業者決定後に府と協議の上決定）

※発電部分については、FITによる売電とし、熱供給事業のみでの事業採算性の確保を図ること。

## イ 提案内容

### (ア) 西地区での熱供給事業スキームの提案

- ・昨年度に実施した調査結果を踏まえ、以下の事業者が熱供給事業者となる場合を想定し、必要な設備等の整備概算費用を算出の上、事業採算性のある熱供給事業スキームを提案すること。

- ・熱排出事業者（バイオマス発電所運営者等）
- ・熱排出事業者から熱を調達する者
- ・提案にあたっては、3（1）ア（ア）の熱供給元施設を中心とした西地区（別添参照）の熱供給先として、既存施設（オフィスビル、倉庫、工場等）に加え、新たに需要を増やす必要がある場合、仮定条件として、新規施設、新規利活用案（定温倉庫等の港湾関連施設、クルーズ船客等観光客向けの観光関連施設、農林水産関連施設、ロードヒーティング等）を盛り込むこと。

なお、熱供給先への、熱利用（又は熱への転換）に対する同意については提案の必須要件とするものではない。

### (イ) 熱供給事業スキームの実現に係る課題抽出と施策

- ・提案実現に係る課題の調査・分析を行うこと。
- ・想定される課題の解決策等を提案すること。

### (ウ) 熱供給事業スキームの提案に係るロードマップ（スケジュール）の提案

- ・事業実施に向けて通常想定される調整事項等を網羅したロードマップを提案すること。

## (2) 京都舞鶴港東地区（以下「東地区」という。）への広域熱供給事業実施に向けた次世代熱導管（※）に係る調査等

ア 3（1）ア（ア）の熱供給元施設から舞鶴市役所や府舞鶴総合庁舎等がある東地区（別添参照）までは距離があり、熱供給事業に係るインフラ整備費用が高額になりがちであることから、導管敷設費用の軽減に繋がる次世代熱導管（※）の導入に向けた以下の調査を実施すること。

※北欧等で実際に導入され、熱のロスが少なく、低圧で温水供給を行う導管

- ・次世代熱導管の導入実績とその効果
- ・舞鶴市域での導入に当たっての課題の調査・分析と解決策

イ 以下の仮定条件における導管敷設概算費用及び事業採算性確保に必要な熱需要量を算出すること。

- ・3（1）ア（ア）の熱供給元施設から府舞鶴総合庁舎（舞鶴市字浜2020番地）へ熱導管を敷設するものとし、その間における熱供給は行わない。

## (3) 府が開催するワーキングへの出席、資料作成及び説明等

ア 熱利活用について地元事業者等（5者程度）と検討するワーキング（3回程度）に出席し、委託事業の説明をするとともに、本業務での調査結果（調査途中のものも含む。）の資料作成及びデータの提供を行うこと。

イ 府の依頼があった場合でも、本業務での調査結果（調査途中のものも含む。）の資料作成及びデータの提供を行うこと。

(4) 熱供給事業をとりまく環境調査

ア 熱供給事業に係る施設整備や運営に当たって必要な検討項目等を整理すること。

イ 民間事業者、国及び自治体における熱供給事業の先進的な取組について情報収集を行い、課題や課題解決に向けて取り組んだ方策等について整理すること。

(5) 中間報告

令和元年11月29日(金)までに、上記3(1)の中間報告書を府に提出すること。

(6) 業務実施に当たっての留意事項

ア 業務の細部については、別途府と協議の上で決定すること。

イ 契約書及びこの仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、府と協議の上決定することとする。

4 成果物

報告書(A4版)2部及び電子媒体一式

5 納入場所

京都市上京区下立売通新町西入ル藪之内町

京都府府民環境部エネルギー政策課

6 留意事項等

(1) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等(以下、「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(2) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7 企画提案書作成要領

(1) 企画提案書は1社1提案とすること。

(2) 企画提案書の様式は自由様式とし、A4版、資料はA3版のサイズまで可とする。

(3) 文章を補完するための、写真、イラストなどの使用は可とする。

(4) 企画提案書は散逸しないように、1部ごとにまとめて提出すること。

(5) 表題・目次を付け、ページ番号を付けること。

(6) 企画提案書の内容については、他からの無断転用を禁止する。

8 価格提案書作成要領

(1) 価格提案書には本事業に係る経費の積算額及びその内訳を記載すること。

(2) 消費税及び地方消費税相当額は外税とすること。

(3) 価格提案書は、できるだけ細かく分けて積算し、本事業に要する一切の経費について算出すること。

※西地区、東地区の想定範囲を示したものであり、事業者の提案等における範囲が拡大又は縮小しても差し支えない。

